

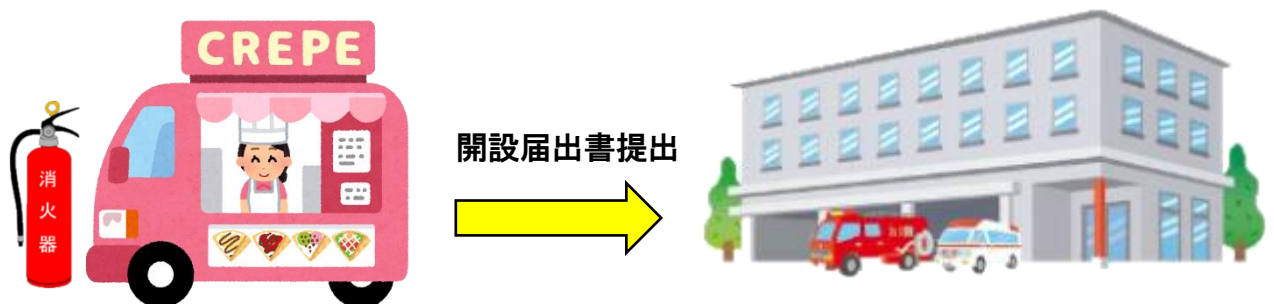
火気を使用するキッチンカーは 届出が必要です

イベントなど「多数の人が集まる場所」で、ガスコンロ等の火気使用器具等を使ってキッチンカーを出店する場合には、有明広域行政事務組合火災予防条例の規定により、事前に「**露店等の開設届出書**」による消防への届出が必要です。

またこれに伴って、万一の場合に備えて**消火器の設置**も必要となります。

調理等の火気使用器具がなくても、**発電機**(ガソリン等の液体燃料による駆動)を使用する場合も、**同様に消火器の設置**が必要です。

詳しくは、下記または最寄りの消防署までおたずねください。



相談窓口 有明広域行政事務組合消防本部

消防本部	予防課	0968-73-5273
荒尾消防署	指導課	0968-63-1121
玉名消防署	指導課	0968-73-7117

HP 有明広域消防本部

検索

